

画期的な学習システムと 効果的なカリキュラムの相乗効果で

短期合格を可能にする! 竹下合格システム 2015年目標「20ヵ月」

2013年 10月 2014年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 2015年 1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月

①司法書士試験のための法学入門 【全1回・2時間】

▶ INPUT ◀



②基礎・実力養成講座 【全180回・約70分※/回】

※テーマにより講義時間は異なります。

【民法・不動産登記法編／全84回】

民法・不動産登記法

【商法・商業登記法編／全45回】

商法・商業登記法

【マイナー科目編／全51回】

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法(21回)、

供託法・司法書士法(9回)、

刑法(12回)、憲法(9回)

▶ INPUT ◀



③フォローアップ講座 【全30回・約100分/回】

【全30回・約100分/回】

民法・不動産登記法(15回)、商法・商業登記法(8回)、

民事訴訟法・民事執行法・民事保全法(4回)、供託法・司法書士法(1回)、刑法(1回)、憲法(1回)

▶ INPUT ◀



eボードで学んだことを
ライブ講義で補完・復習!

eボードのスタジオ収録講義は
1講義約70分のコンパクトな設定!
ご自身の学習スケジュールに
合わせて集中力を途切らせずに
講義を受講できます。

④ブリッジ講座 【理論編】 【全35回・約70分※/回】

※テーマにより講義時間は異なります。

不動産登記法(19回)・商業登記法(16回)

《実戦解説編…全46問》

不動産登記法(27問)・商業登記法(19問)

※「実戦解説編」は問題の解説を収録したものとします。問

題をご自身で解いた後に該当問題の解説をご受講ください。

▶ INPUT ◀

◀ OUTPUT ▶



緊張感のある教室講座で
択一式の知識を総復習できます。

⑤竹下合格講座 【全33回・3時間/回】

【全33回・3時間/回】

民法(13回)、不動産登記法(7回)、

商法・商業登記法(8回)、

マイナー科目／民事訴訟法・民事執行法・民事保全

法・供託法・司法書士法・刑法・憲法(5回)

▶ INPUT ◀

◀ OUTPUT ▶



⑥早稲田合格答練ジャンプ答練【全8回】

◀ OUTPUT ▶

会場受験または自宅受験

※解説講義あり

⑦全国公開模試【全3回】

◀ OUTPUT ▶

会場受験または自宅受験

⑧全国公開模試解説講座【全3回】

▶ INPUT ◀

収録講義

20ヵ月総合本科生

1 2 3 4 5 6 7 8

20ヵ月本科生

1 2 3 4 5

(298)

※上期カリキュラム図は10月学習スタートの実施イメージです。

短期合格を可能にします!

総合本科生・20ヵ月本科生「カリキュラム」

司法書士試験を初めに理解することで、有効な試験対策が可能に!

→「司法書士試験のための法学入門」とは

試験の全体像、試験科目の理解・各科目の関連性や重要科目など、司法書士試験についての理解を深めます。試験内容を理解した上で学習することは試験を攻略するためには重要となります。また、司法書士試験の基礎となる民法、不動産登記法の特徴などの全体像も学習します。

実体法と手続法をリンクさせた学習で、基礎知識を効率良く習得!

→「基礎・実力養成講座」とは

基礎・実力養成講座は、本合格システムの中心となる講座で、当初は、初めて法律を学習する人を念頭に置き各科目の基礎的な事項から説明し、最終的には司法書士試験で合格するのに必要とされる情報のすべてを提供する内容となっています。

司法書士試験の受験科目は、全部で11科目ありますが、これらは、いわゆる主要4科目と呼ばれる民法、不動産登記法、商法、商業登記法の4科目と、いわゆるマイナー科目と呼ばれる主要4科目以外の7科目(憲法、刑法、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法、司法書士法、供託法)とに分類されます。また、主要4科目は、その法律の適用範囲や法律の関連性などを考慮して、民法および不動産登記法をワンセットに、商法および商業登記法を別のワンセットにして説明すると、理解が深まります。そこで、基礎・実力養成講座は、「民法・不動産登記法編」、「商法・商業登記法編」、「マイナー科目編」に分類して講義が行われます。

「基礎・実力養成講座」と連動。「フォローアップ講座」でさらに理解を促進!

→「フォローアップ講座」とは

フォローアップ講座は、基礎・実力養成講座の進行に合わせて、5回前後の講義ごとにそれまで学習した事項のまとめをし、関連する過去問等を解くなどして、知識の定着を図ることを目的とする講座です。また、基礎・実力養成講座は、Web上やDVD等の視聴による自主学習によりしますので、自己のスケジュール管理が苦手な方にとって、本講座は竹下合格システム全体のペースメーカーとなるはずで。

択一式の知識を記述式に転換させながら、記述式試験を攻略!

→「ブリッジ講座」とは

司法書士試験では、不動産登記法および商業登記法については、択一式だけでなく、記述式でも試験が行われます。不動産登記法の記述式試験は、民法および不動産登記法その他の科目の択一式試験の知識が、商業登記法の記述式試験は、会社法および商業登記法の択一式試験の知識が、より正確で高度なものであれば解答することができます。すなわち、記述式試験で高得点を取るには、択一式試験の知識を充実させ、その知識をいかに記述式試験の答案に反映させるかの訓練をすることが重要です。このようなことから、ブリッジ講座では、登記法の択一式の問題を通して、その問題を解くために必要な登記法および他の科目の知識を説明し、それを踏まえて択一式で問われた事項を記述式試験に転用した場合、どのような申請書を作成すべきかを説明していきます。さらに、記述式試験の問題集(ブリッジ実戦編)を使用し、実際に申請書の作成等の練習もします。

繰り返し学習で知識の整理と実戦力を身につける!

→「竹下合格講座」とは

基礎・実力養成講座、フォローアップ講座およびブリッジ講座を受講することによって、主要科目については2~3回、マイナー科目については2回講義を受けることになりますが、司法書士試験に合格するためには、重要な事項を何度も繰り返し学習する必要があります。この竹下合格講座は、多くの受験生が情報の一元化として利用する受験本「新版直前チェック」を使用して、試験で必要とされる知識の整理をし、過去の出題の分析をもとに平成27年度の出題を予想し、また、過去の問題を解くなどして、より実戦的な知識を身につけることを目的とする講座です。

本試験と同形式の答練・模試で本試験に向けて総仕上げを行う!

本試験と同レベル、同形式、同時間で実施する答練・模擬試験です。本試験に向けて、総仕上げを行います。

※「基礎・実力養成講座」、「ブリッジ講座」はeボードを使用したスタジオ収録の講義、「司法書士試験のための法学入門」、「フォローアップ講座」、「竹下合格講座」は教室(ライブ)または教室講座を収録した講義となります。

※20ヵ月本科生は「早稲田合格答練ジャンプ答練」、「全国公開模試」、「全国公開模試解説講座」は含まれておりません。

※「早稲田合格答練ジャンプ答練」は解説講義が含まれます。なお、答練の解説講義、「全国公開模試解説講座」の担当は竹下貴浩講師でございます。早稲田合格答練ジャンプ答練および「全国公開模試」、「全国公開模試解説講座」の日程は2014年7月下旬発行予定の案内書をご覧ください。

本合格システムは、性質の異なる4つの講座、すなわち「基礎・実力養成講座」、「フォローアップ講座」、「ブリッジ講座」および「竹下合格講座」で構成されます。

この中で最もボリュームのある基礎・実力養成講座は、「民法・不動産登記法編」、「商法・商業登記法編」、「マイナー科目編」の3つに分けられます。

竹下合格システム 学習の進め方

基礎・実力養成講座及びブリッジ講座について

基礎・実力養成講座及びブリッジ講座は、事前にスタジオで収録した講義を視聴する方法によって、各自で受講していただきます。

① 講義を受講する前の準備

各回の講義におけるテキストの該当箇所および講義のポイントをまとめたものを事前に配付しますので、講義のポイントで示された事項に注意して、講義を視聴する前にテキストの該当箇所を読んでおいてください。理解できなくても、どのようなことを学習するのかをおおざっぱに頭に入る程度で結構です。また、2回目以降の講義では、毎回次回の予告をしますので、それを聴いたうえで、事前の準備をしてください。

② 講義を受講する際の注意点

講義を受講していて、理解しにくいところが出てきたら、必ず講義視聴を止めて、テキストの該当部分をよく読み、自分の頭でよく考えてみてください。また、条文が出てきたら、必ず六法の条文を読んで確認するようにしてください。

③ 講義受講後

毎回の講義の最後に、「今回のまとめ」として、その回の講義の内容を整理して、どのような事項に注意して復習をすべきかを説明していますので、これを参考にして各回の復習をしてください。

復習するにあたっては、その回のテキストの該当部分を改めて読み直し、講義の中で指摘された重要事項を繰り返し確認して、自分のものとしてください。その際、直前チェックや過去問を利用するとよいでしょう。受験勉強のほとんどは、復習の時間だと考えてください。どれだけしっかりとした復習ができるかに合否がかかっています。

竹下合格講座・フォローアップ講座について

本講座は、教室で講義をしますので、実際に教室のライブで講義を受講していただくか、ライブ講義を収録したWeb上またはDVD等で視聴する方法で受講していただきます。

それまでに学習した事項の知識整理を主な目的としていますので、事前の準備は原則として不要です。集中して講義を受け、その後でしっかり復習してください。



ネットで体験!

eボードによる「竹下合格システム」の体験講義をネットで視聴できます!

TAC動画チャンネル

TAC動画チャンネル

検索

試験ガイド

司法書士試験は受験資格がなく、誰でも受験できる試験です。
筆記試験と口述試験からなり、筆記試験合格者が口述試験を受験することができます。

筆記試験

受験資格	年齢、性別、学歴等に関係なく誰でも受験できます。																																													
願書記布	例年4月上旬～5月中旬 ◎願書入手は各都道府県の法務局または地方法務局の総務課にて交付。																																													
願書受付	例年5月上旬～中旬 ◎願書提出は受験する試験場の所在地を管轄する法務局または地方法務局の総務課に提出もしくは郵送。																																													
試験日	例年7月第1日曜日																																													
受験料	6,600円(収入印紙で納付)																																													
試験科目	【午前の部】科 目：憲法、民法、刑法、商法 出題形式：マークシート方式による多肢択一式 出 題 数：35問																																													
	【午後の部】科 目：民事訴訟法、民事執行法、民事保全法、司法書士法、供託法、不動産登記法、商業登記法 出題形式：マークシート方式による多肢択一式および記述式(書式) 出 題 数：多肢択一式／35問、記述式(書式)／2問※記述式は不動産登記法1問、商業登記法1問																																													
■筆記試験科目・試験方法・出題数 (下記は平成25年度の出題数です。)																																														
<table><tr><td></td><td colspan="2">多肢択一式</td><td></td><td colspan="2">多肢択一式</td><td>記述式</td><td></td><td colspan="2">多肢択一式</td><td>記述式</td></tr><tr><td rowspan="4">午前の部 9:30～11:30 (2時間)</td><td>憲法</td><td>3問</td><td rowspan="4">午後の部 13:00～16:00 (3時間)</td><td>民事訴訟法</td><td>5問</td><td>—</td><td>供託法</td><td>3問</td><td>—</td></tr><tr><td>民法</td><td>20問</td><td>民事保全法</td><td>1問</td><td>—</td><td>不動産登記法</td><td>16問</td><td>1問</td></tr><tr><td>刑法</td><td>3問</td><td>民事執行法</td><td>1問</td><td>—</td><td>商業登記法</td><td>8問</td><td>1問</td></tr><tr><td>商法</td><td>9問</td><td>司法書士法</td><td>1問</td><td>—</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>			多肢択一式			多肢択一式		記述式		多肢択一式		記述式	午前の部 9:30～11:30 (2時間)	憲法	3問	午後の部 13:00～16:00 (3時間)	民事訴訟法	5問	—	供託法	3問	—	民法	20問	民事保全法	1問	—	不動産登記法	16問	1問	刑法	3問	民事執行法	1問	—	商業登記法	8問	1問	商法	9問	司法書士法	1問	—			
	多肢択一式			多肢択一式		記述式		多肢択一式		記述式																																				
午前の部 9:30～11:30 (2時間)	憲法	3問	午後の部 13:00～16:00 (3時間)	民事訴訟法	5問	—	供託法	3問	—																																					
	民法	20問		民事保全法	1問	—	不動産登記法	16問	1問																																					
	刑法	3問		民事執行法	1問	—	商業登記法	8問	1問																																					
	商法	9問		司法書士法	1問	—																																								
■筆記試験の配点 (下記は平成25年度の配点です。)																																														
<table><tr><td></td><td></td><td>出題数</td><td>配 点</td></tr><tr><td rowspan="2">午前の部</td><td>多肢択一式</td><td>35問</td><td>105点満点</td></tr><tr><td>記 述 式</td><td>2問</td><td>70点満点</td></tr></table>				出題数	配 点	午前の部	多肢択一式	35問	105点満点	記 述 式	2問	70点満点																																		
		出題数	配 点																																											
午前の部	多肢択一式	35問	105点満点																																											
	記 述 式	2問	70点満点																																											
筆記試験合格発表	例年9月下旬～10月上旬 ◎法務局または地方法務局、法務省ホームページへの掲載および本人への通知																																													

口述試験

受験資格	筆記試験合格者
試験日	例年10月中旬
試験科目	不動産登記法、商業登記法、司法書士法の他、司法書士業務を行うのに必要な知識について問われます。
試験形式	口述式／2人の面接官が1人の受験生に口頭で回答を求めます。
試験時間	1人約15分
最終合格発表	例年10月下旬～11月上旬

試験に関する問い合わせ先 各都道府県の法務局または地方法務局の総務課 [法務省ホームページ ▶ <http://www.moj.go.jp/>]

年度別合格者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
出願者数	32,558名	33,166名	31,228名	29,379名
最終合格者数	921名	948名	879名	838名
合格率	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%

※左記合格率は出願者数を母数として算出した割合(%)となります。実受験者数を母数として算出した場合、平成24年度の合格率は3.5%となります。(平成24年度実受験者数:24,048名)
※平成24年度の本試験において、午前・午後の択一式それぞれの基準を超え、午後の記述式の採点をされた受験者数は2,169名でした。

基準点に注意! 筆記試験には基準点が設けられています。

「午前の部の択一式」、「午後の部の択一式」、「午後の部の記述式」にはそれぞれ基準点が設けられており、各成績のいずれかがそれぞれ一定の基準点に達しない場合には、それだけで不合格とされ、さらに全体の合計得点が合格点を上回ってはいじめて合格となります。

各年度の基準点	午前の部／択一式	午後の部／択一式	午後の部／記述式	合格点
平成21年度	87／105点	75／105点	41.0／70点	221.0／280点
平成22年度	81／105点	75／105点	37.5／70点	212.5／280点
平成23年度	78／105点	72／105点	39.5／70点	207.5／280点
平成24年度	84／105点	78／105点	38.0／70点	215.0／280点

基準点／満点

第1回 権利能力等の意義, 制限行為能力者制度①

《講義該当箇所》

デュープロセス民法・不動産登記法 I

第2部

第1章 民法総則編の構成

第2章 権利の主体と客体

第1節 権利能力, 意思能力及び行為能力

第2節 制限行為能力者制度

4. 被補助人 まで

直前チェック民法 I

第1部テーマ1 チェックポイント1〜33 まで

《今回の講義ポイント》

1. 権利能力, 意思能力及び行為能力の意義を理解すること
2. 制限行為能力者制度の趣旨を理解すること
3. 各制限行為能力者の行為能力はどのように制限されるのかを理解すること

第2回 制限行為能力者制度②, 不在者の財産の管理及び失踪, 権利の客体

《講義該当箇所》

デュープロセス民法・不動産登記法 I

第2部

第2章 権利の主体と客体

第2節 制限行為能力者制度

5. 制限行為能力者制度のまとめ

6. 制限行為能力者の相手方の保護

第3節 不在者の財産の管理及び失踪の宣告

第4節 権利の客体

直前チェック民法 I

第1部テーマ1 チェックポイント 34 以下

《今回の講義ポイント》

1. 制限行為能力者の能力の制限に関する事項を整理すること
2. 制限行為能力者の相手方の立場及びその保護に関する制度を理解すること
3. 不在者の意義及びその財産管理に関する事項を理解すること
4. 失踪の宣告の制度を理解すること
5. 同時死亡の推定の意義を知ること
6. 権利の客体に関する用語を確認すること

第3回 法律行為の有効要件, 心裡留保, 通謀虚偽表示

《講義該当箇所》

デュープロセス民法・不動産登記法 I

第2部第3章

第1節 総説

第2節 意思の欠缺 2. 通謀虚偽表示 まで

直前チェック民法 I

第1部テーマ2 チェックポイント19 まで

《今回の講義ポイント》

1. 法律行為の有効要件を確認すること
2. 心裡留保の意義及び効果を理解すること
3. 通謀虚偽表示の意義及び効果を理解すること
4. 民法94条2項にいう「善意の第三者」の意義及び範囲を確認すること
5. 善意の第三者からの転得者の地位に関する問題点を確認すること

第4回 錯誤, 瑕疵ある意思表示, 意思表示の到達と受領

《講義該当箇所》

デュープロセス民法・不動産登記法 I

第2部第3章

第2節 意思の欠缺 3. 錯誤

第3節 瑕疵ある意思表示

第4節 意思表示の到達と受領

直前チェック民法 I

第1部テーマ2 チェックポイント20～37 まで

《今回の講義ポイント》

1. 錯誤の意義及び効果並びに動機の錯誤に関する学説を理解すること
2. 錯誤無効を主張することができる者の範囲等を確認すること
3. 詐欺及び強迫の意義及び効果を理解すること
4. 民法96条3項にいう「善意の第三者」の意義及び範囲を確認すること
5. 第三者による詐欺の意義等を理解すること
6. 詐欺と強迫との違いを確認すること
7. 意思表示の受領能力の意義を確認すること



司法書士講座
竹下合格システム
基礎・実力養成講座

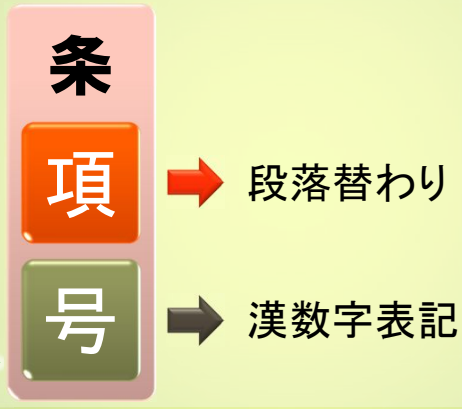
～民法・不動産登記法編 第1回～

権利能力等の意義、
制限行為能力者制度①



Copyright© 2013- TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

条文の構成



条

項 → 段落替わり

号 → 漢数字表記



Copyright© 2013- TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.



条文の読み方（第13条）

項	号
第十三条 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を得なければならない。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。	
一 元本を領収し、又は利用すること。	
二 借財又は保証をすること。	
三 不動産その他重要な財産に関する権利の轉讓を目的とする行為をすること。	
四 訴訟行為をすること。	
五 贈与、和解又は仲裁合意（仲裁法（平成十五年法律第四十八号）第二条第一項に規定する仲裁合意をいう。）をすること。	
六 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。	
七 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。	
八 新築、改築、増築又は大修繕をすること。	
九 第六百一条に定める期間を超える賃貸借をすること。	
二 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であつてもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第九条ただし書に規定する行為については、この限りでない。	

資格の学校 **TAC** 

W セミナー

Copyright© 2013- TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

本文、ただし書の意義（第5条1項）

本文	ただし書
第五条 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。	ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

資格の学校 **TAC** 

W セミナー

Copyright© 2013- TAC Co.,Ltd. All Rights Reserved.

前段、後段の意義（第5条3項）

後段	前段
る。 産を処分するときも、同様とする。	3 第一項の規定にかかわらず、法定代理人が目的を定めて処分を許した財産は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に分するすることができる。目的を定めないで処分を許した財産を処分するときも、同様とする。

資格の学校 TAC

Copyright© 2013- TAC Co., Ltd. All Rights Reserved.

W セミナー

権利能力、意思能力及び行為能力のイメージ

権利能力	・ 取引界に参加することができる資格・地位のこと
意思能力	・ 取引界のルールを理解できる能力のこと
行為能力	・ 単独で有効に取引をすることができる能力のこと

資格の学校 TAC

Copyright© 2013- TAC Co., Ltd. All Rights Reserved.

W セミナー

被補助人の行為能力について

補助人 B

被補助人 A

相手方 C

Bに与えられる権限

1. 同意権のみの場合
2. 代理権のみの場合
3. 同意権及び代理権の場合

資格の学校 TAC

Copyright© 2013- TAC Co., Ltd. All Rights Reserved.

W セミナー

権利能力、意思能力及び行為能力

例題2-1

未成年者であるAがその所有する甲土地について、その親権者であるCの同意を得ないで買主B(行為能力者であるものとする)との間で売買契約を締結した。A・B間の契約は有効か。

親権者 C

未成年者 A

法定代理人

制限行為能力者の相手方 B

売買契約

甲土地

資格の学校 TAC

Copyright© 2013- TAC Co., Ltd. All Rights Reserved.

W セミナー